

2023 年 10 月号

ビジネスと人権：「人権×M&A②：M&A DD における人権の観点」

- I. はじめに
- II. M&A DD における人権の考慮
(人権 DD との相違点)
- III. 人権課題を確認する際のポイント
- IV. 人権課題が検出された場合の対応
- V. おわりに

森・濱田松本法律事務所
 弁護士 御代田 有恒
 TEL. 03 6266 8989
aritsune.miyoda@mhm-global.com
 弁護士 足立 悠馬
 TEL. 03 6266 8997
yuma.adachi@mhm-global.com

I. はじめに

2011 年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」といいます。)が策定されて以降、近時、欧米諸国や一部新興国の政府・企業を中心に、日本におけるビジネスと人権に関する取組みが活発になっています。日本政府は、2022 年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(以下「日本政府ガイドライン」といいます。)を策定し、2023 年 4 月には、経済産業省が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました。

このような状況においては、これまで「ビジネスと人権」の取組みとの関係が意識されることが多くなかった法分野についても、企業に「ビジネスと人権」に関する取組みを踏まえた対応が求められることが増えると思われます。弊所では、『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー(全 10 回シリーズ)』を実施しており、8 月 31 日に第 10 回として「人権×M&A②：M&A DD における人権の観点」と題するウェビナーを配信しております¹。こちらのウェビナーの詳細については、下記をご参照ください。

[『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー\(全 10 回シリーズ\) 第 10 回「人権×M&A②：M&A DD における人権の観点」』](#)

II. M&A DD における人権の考慮(人権 DD との相違点)

M&A DD は、主に、買収の対象会社が存在する事業リスクを把握することを目的として行われますが、人権 DD は、企業が人権に及ぼしている負の影響を特定・把握し、かかる負の影響の是正・救済を目的として行われます。このように、人権 DD は、企業に存在する事業リスクではなく、ライツホルダーの人権リスクを対象とするものであり、M&A DD と人権 DD は目的を異にし、自ずとその内容・方法にも差異が生じることとなります。

さらに、人権課題の把握には、現地の適用法令への遵守状況を超えて、国際的に認められ

¹ 人権デュー・ディリジェンスの基礎については、弊所が昨年実施した『2022 年人権 DD 連続ウェビナー』において、詳しく解説をしております。こちらも [MHM マイページのアーカイブ](#)からご視聴いただけますので、是非ご参照ください。

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY / CORPORATE NEWSLETTER

た人権の尊重状況を確認することが必要となり、調査の相手方も、サプライチェーン（直接の取引関係のない二次以降のサプライヤーも含みます。）にも及びます。また、M&A においては情報の守秘性や入札環境などの制約があることも少なくありません。このような制約の中、広範に及び得る人権課題の確認を、M&A DD において人権 DD と同程度に行うことは、容易でない場合もあると思われます。

もっとも、企業が人権に負の影響を及ぼしている場合、レピュテーションの悪化などを通じて当該企業の企業価値が毀損される可能性があります。また、M&A の実行後は、買主は、対象会社との間で生じる資本関係を通じて、対象会社の人権課題を自ら引き起こし又は助長する関係に立つ可能性があります。加えて、M&A においては、買主として売主及び対象会社に一定の影響力を有する場合もあり、人権課題の是正を実効的に働きかけることが可能な場合もあるように思われます。

このような観点からは、人権 DD との相違点や人権課題の確認に伴う困難性を考慮しても、なお、M&A DD において人権課題を確認する必要性は高まっていると言えます。

Ⅲ. 人権課題を確認する際のポイント

1. 総論

M&ADD において人権課題を確認するにあたっては、人権侵害の事実・人権侵害のおそれの有無や人権についての取り組み状況を確認する必要があります。人権課題の調査に際しては、調査の前提として国内外の法制度や人権に関する条約を理解する必要があるほか、対象会社の事業活動やサプライチェーンの状況等を考慮する必要もあります。また、M&ADD に際しては、その結果の契約書への反映や、M&A 取引後の人権に係る対応・ガバナンスの構築なども見据える必要があり、法務やビジネスといった多様な観点から調査を行うことが求められます。さらに、人権の専門家の関与や人権課題の調査のための専門チームの組成の検討が必要となる場合もあります。

一方で、前述のとおり、M&A DD においては守秘性の問題や競争関係に伴う制約、時間的制約があるため、これらの制約に照らし可能な範囲で、効率的に人権課題の調査を行う必要があります。

2. 具体的な調査・検討のプロセス

M&ADD における人権課題の調査・検討の具体的なプロセスは、M&ADD のプロセスと大きく異なるものではなく、①調査の範囲・程度、調査項目の画定、②具体的な調査の実施、情報の収集、③発見された人権課題の分析のプロセスに分類することができます。さらに、これらの①～③のプロセスからなる人権課題の調査の結果を踏まえて、人権課題が検出された場合の対応を検討することとなります。

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY / CORPORATE NEWSLETTER

(1) 調査の範囲や程度、調査項目の検討・画定

調査の範囲や程度、調査項目の検討・画定に際しては、人権へのリスクが重大な事業領域を踏まえ、対象会社の事業上の課題や、対象会社の属するインダストリーやセクター・業界、対象会社の製造する製品や、取引を行うサプライチェーン、対象会社が事業を行う地域の特色等の事情を考慮することが重要となります。これらの事情を考慮した上で、対象会社やその事業において人権への負の影響が生じる可能性や人権へのリスクの程度を踏まえ、人権課題の調査についてどの範囲で、どの程度行っていくかを決定することとなります。

(2) M&A DD における人権課題についての具体的調査

調査の範囲や程度が決定した場合には、その調査範囲に基づいて具体的な調査を実施していくこととなります。具体的な調査手法については、対象会社が公表している情報や対象会社から開示を受けた会議体の議事録や対象会社における人権 DD についての資料等の開示資料の確認や書面による質問・インタビューを実施することが考えられます。特に人権に対する負の影響が生じる可能性やリスクが大きいという場合には、M&A DD における制約を踏まえつつも、ステークホルダーやサプライチェーンといった第三者へのインタビューや現地の視察・調査の実施も検討することが考えられます。

(3) M&A DD において発見された人権課題の分析

M&A DD の中で人権課題が発見された場合には、そのリスクや影響を分析・評価することとなりますが、その分析・評価も、人権への負の影響の評価と M&A 取引への影響の検討に分けて考えることが可能と思われます。人権への負の影響の評価は、人権 DD と同様に負の影響と対象会社の関わりの評価や人権課題の深刻度の判断を行うこととなります。そして、かかる人権への負の影響の評価を踏まえ、かかる人権課題が M&A 取引にどのように影響をするかを検討することとなります。

IV. 人権課題が検出された場合の対応

M&A の中で人権課題が検出された場合の対応としては、主に契約書による手当、案件の中止、及び買収後の対応が考えられます。

契約書による手当としては、コベナンツ（M&A DD を通じて検出された人権課題を是正する売主の義務等）、前提条件（人権課題の是正を取引実行の前提条件等）や表明保証等が考えられます。表明保証については、例えば、対象会社グループ及びそのバリューチェーンに人権問題がない旨の売主の表明保証が考えられますが、このような表明保証を設けることにより売主からの人権課題の開示が期待できます。

また、買収後の対応としては、買収時に検出された人権課題への対応と自社の人権 DD への移行（対象会社と自社グループの人権 DD の統合等）が考えられます。このうち、買収時に検出された人権課題への対応に関しては、人権課題への対応、人権課題を踏ま

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY / CORPORATE NEWSLETTER

えた体制や制度の整備等が挙げられます。

V. おわりに

本稿では、M&A DD において、人権課題を確認する際のポイント及び人権課題が検出された場合の対応を取り上げました。前述のとおり、M&A の DD において人権課題を確認する必要性は高まっており、M&A においても、人権課題の確認及び検出された場合の対応は重要となります。

なお、[第 9 回「人権×M&A①：責任ある撤退、M&A における“強化された人権 DD”」](#)においては M&A の局面における深刻な人権課題が交差する局面の重要な論点をご説明しておりますので、そちらもご参照頂ければと存じます。

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY / CORPORATE NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー [『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）
第10回「人権×M&A②：M&A DDにおける人権の観点」』](#)

視聴期間 2023年8月31日（木）～2023年10月31日（火）
講師 MHM「ビジネスと人権」プラクティスチーム
講義時間 約30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×危機管理
2.	人権×独禁法：公正取引委員会グリーンガイドラインからの示唆
3.	人権×不動産
4.	人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理と人権
5.	人権×訴訟
6.	人権×株主アクティビズム
7.	人権×ファイナンス
8.	人権×ディスクロージャー
9.	人権×M&A①：責任ある撤退、M&Aにおける“強化された人権DD”
10.	人権×M&A②：M&A DDにおける人権の観点

- セミナー [『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー：特別回「EUにおける人権DDの最新動向と日本の実務に対する示唆～CSDDDが日本企業に与え得る影響も踏まえて～」』](#)

開催日時 2023年10月12日（木）15:00～16:45
講師 Théo Jaekel 弁護士（Jaekel Consulting AB）
梅津 英明、田中 亜樹、御代田 有恒、白井 俊太郎、足立 悠馬、工藤 恭平、高津 洸至
主催 森・濱田松本法律事務所
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております。
（申込期限：2023年10月6日（金））
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『今一度見直したいカルテル対応とリスク管理～再び活発化する執行への対応とコンプライアンス～』
開催日時 2023年10月5日（木）10:00～12:00
講師 柿元 将希
主催 一般社団法人企業研究会セミナー事業グループ

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY / CORPORATE NEWSLETTER

- セミナー 『企業における「ギフトコンプライアンス」の実務上の留意点～公務員との関わり合い、利益を授ける・受ける場合の基本的な注意事項について～』

視聴期間 2023 年 11 月 15 日（水）10:00～2023 年 12 月 15 日（金）17:00

講師 今泉 憲人

主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『不正・不祥事発覚時の初動対応～法務・コンプライアンス担当者が持つべきスキル・知識～』

開催日時 2023 年 12 月 13 日（水）14:00～15:30

講師 山内 洋嗣

主催 株式会社中央経済社・ビジネス法務